

総務省統計局、独立行政法人統計センター、和歌山県
及び国立大学法人和歌山大学の間における
データサイエンス分野における連携協力に関する協定書

総務省統計局、独立行政法人統計センター、和歌山県及び国立大学法人和歌山大学（以下「連携協力機関」という。）は、次のとおり、データサイエンス分野における連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、連携協力機関の能力、人材等をいかし、相互の緊密かつ組織的な連携協力を図ることにより、データの利活用による価値創造や課題解決を担うデータサイエンス人材の育成や、そのための教育開発、各種データの利活用に係る研究開発を推進し、我が国におけるデータサイエンス分野の発展に資する取組モデルを構築することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 連携協力機関は、次の各号に掲げる事項について緊密かつ組織的な連携協力を図るものとする。

- 一 データサイエンス人材の育成及び教育開発に関する事項
- 二 データ利活用に関する研究開発に関する事項
- 三 その他本協定の目的を達成するために必要な事項

（附属協定等）

第3条 連携協力機関は、本協定に基づく連携協力の推進に必要な事項について、本協定に附属する協定等を個別に締結するものとする。

（疑義等の解決）

第4条 本協定の運用等に関する疑義等が生じた場合は、連携協力機関が誠意を持って協議し、解決するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結時から2020年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに連携協力機関のいずれかから書面による別段の意思表示がないときは、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、連携協力機関は次に署名捺印するものとする。
本協定書を4通作成し、連携協力機関がそれぞれ1通を保有するものとする。

2018年12月7日

総務省統計局

局長

独立行政法人統計センター

理事長

和歌山県

知事

国立大学法人和歌山大学

学長